

議案第28号

三朝町高齢者介護予防及び生活支援事業手数料徴収条例の廃止について

次のとおり三朝町高齢者介護予防及び生活支援事業手数料徴収条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年3月6日

三朝町長 吉田秀光

三朝町高齢者介護予防及び生活支援事業手数料徴収条例を廃止する条例

三朝町高齢者介護予防及び生活支援事業手数料徴収条例（平成12年三朝町条例第4号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。